

総務常任委員会

令和2年2月20日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎木澤 正男	○伴 吉晴	小城 世督
嶋田 善行	井上 卓也	横田 敏文
坂口 議長		

2. 理事者出席者

町 長	中西 和夫	副 町 長	乾 善亮
教 育 長	山本 雅章	総 務 部 長	西巻 昭男
総 務 課 長	仲村 佳真	同 課 長 補 佐	大野 彰彦
同 課 長 補 佐	福田 善行	まちづくり政策課長	本庄 徳光
同 課 長 補 佐	柳井孝一朗	同 課 長 補 佐	福井 まり
財 政 課 長	福居 哲也	同 課 長 補 佐	上山 泰史
税 務 課 長	真弓 啓	同 課 長 補 佐	竹山 潔
会 計 管 理 者	黒崎 益範	監 査 委 員 書 記	角井 幸司
教委総務課長	安藤 晴康	同 課 長 補 佐	岡村 智生
同 課 長 補 佐	田中 弘二	生涯学習課長	栗本 公生
同 参 事	平田 政彦	同 課 長 補 佐	大塚 美季

3. 会議の書記

議会事務局長	佐谷 容子	同 係 長	岡田 光代
--------	-------	-------	-------

4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前9時00分）

署名委員 井上委員、横田委員

委員長

おはようございます。

それでは全委員出席されておりますので、ただいまから、総務常任委員会を開会し、本日の会議を開きます。

初めに、町長の挨拶をお受けいたします。 中西町長。

町長

（町長挨拶）

委員長

最初に、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

会議録署名委員に、井上委員、横田委員のお二人を指名いたします。お二人にはよろしく願いいたします。

本日本日予定しております審査案件は、お手元に配付しておりでございます。

初めに、1. 継続審査を議題といたします。

（1）斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについて、理事者の報告を求めます。 平田生涯学習課参事。

生涯学習
課参事

それでは、1. 継続審査（1）斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについて、報告させていただきます。

まず、平成25年度より奈良大学と共同で進めております斑鳩町における古墳の範囲確認調査についてであります。今回の発掘も引き続き、豊島直博教授のもと、奈良大学の学生が従事しまして、2月17日から3月31日までの間、昨年度の調査において銅鏡が出土いたしました龍田北1丁目に所在します甲塚古墳の範囲確認を目的とした発掘調査に着手しております。

次に、斑鳩町文化財保護審議会の開催についてであります。今年度の会議につきましては、2月25日の午前9時30分より開催を予定しておりまして、今年度実施しました史跡藤ノ木古墳の固化土舗装の修繕工事や現在実施しております五百井地区の大方家文書調査の進捗状況等についてご報告し、委員の皆様よりご指導をいただく予定としております。

次に、令和2年度史跡藤ノ木古墳の春季石室特別公開の実施日が、ゴールデン

ウィーク期間の4月25日(土)と翌26日(日)に決まりましたのでご報告いたします。

次に、令和元年6月13日開催の当総務常任委員会にてご報告させていただきました、史跡中宮寺跡、南東コーナーの進入路の段差における負傷事故についてであります。昨年の11月に相手方の治療が終了しましたことから、賠償金額の算定作業を行い、提示しましたところ、相手方よりご了解を得られましたことから、令和元年12月23日に示談が成立いたしましたので、専決処分させていただきましたことをご報告させていただきます。この件につきましては、3月定例会におきまして、損害賠償の額の決定及びこれにかかります一般会計の補正予算を議案として報告させていただく予定であります。なお、当該事故の原因となりました段差につきましては、令和元年9月30日に改修工事を既に終えております。このたび、このような事故を生じさせましたことを深く反省いたしますとともに、今後このようなことがおこらないように努めてまいります。

以上、斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについてのご報告であります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。
伴委員。

伴委員 藤ノ木古墳の公開、4月の25、26で予定しているとお聞きしましたが、昨今の状況、去年、一昨年、ちょっと減ってきているような認識、また天候の関係もあると思いますけど、そのあたりどのように考えているかお聞きしたいです。

委員長 平田生涯学習課参事。

生涯学習
課参事 藤ノ木古墳の公開をした当時に比べましたら、3割から4割減はなってるかなと思いますけども、ゴールデンウィークにつきましては時期というのも関係ございますけども、秋に比べまして春を期待されている方が多いかと思います。通常平均しまして今まで1日平均千人ほどでございましたけども、最近はちょっと900を切るような状況で続いておりますけれども、今後もう少し広報の仕方等検討して集客、もしくは周知に努めてまいりたいと考えている次第でございます。

伴委員 結局、今の時点では、まあ言うたら続けていくという考え方でええわけですな。
それだけ確認をお願いします。

生涯学習
課参事 以前の、当総務常任委員会でもご報告させていただきましたように、一度、実
証実験的に開催をしなかった時に、かなりの開催してほしいというお声もお聞き
しておりますので、藤ノ木古墳の石室公開につきましては、引き続き継続して実
施してまいりたいと考えておる次第でございます。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 それではこれをもって質疑を終結いたします。
継続審査については、報告を受け一定の審査を行ったということで終わります。
なお、先日来、この継続審査案件の名称について委員の皆さんにお諮りしてき
ましたが、委員の方からご意見もいただいた分について反映をして、新たに名称
を変更していきたいと思っておりますので、新たな名称について申し上げます。「斑鳩
町における発掘調査等の文化財の調査、保存及び活用に関することについて」と
いうことで、以前にも申しあげましたが、この間、整備した史跡等の「活用」に
ついては検討が進められてきてますんで、その内容も反映したタイトルに変更し
ようということで申しあげてきましたが、「発掘」についてはやっぱり名称とし
て入れてほしいというご意見をいただきましたので、今申しあげたような形でま
とめさせていただきましたが…。

暫時休憩します。

(午前9時08分 休憩)

(午前9時08分 再開)

委員長 再開します。
継続審査案件を諮るのが開会中の委員会でないといけませんので、ですので次

の開会中の委員会に改めてこの新しい名称にするということで提案させていただいて、その次以降の委員会で反映をさせていくという段取りで進めたいというふうに思いますが、それでよろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長

はい、では確認をさせていただきます。そうしましたら次に進みます。

次に、2. 各課報告事項を議題といたします。

(1) 第5次斑鳩町総合計画の策定に向けた進捗状況について、理事者の報告を求めます。 本庄まちづくり政策課長。

まちづくり

おはようございます。よろしく願いをいたします。

政策課長

それでは、各課報告事項の1つ目でございます、第5次斑鳩町総合計画の策定に向けた進捗状況につきましてご報告をいたします。

昨年6月の本委員会におきまして、第5次総合計画の策定に当たって実施をいたしました「住民アンケート調査」の結果についてご報告をさせていただいておりますが、その後の状況につきまして、去る12月17日に開催をいたしました「第1回 斑鳩町総合計画審議会」で用いた資料により、ご報告を申しあげます。

本日、お配りしております資料1をお願いいたします。本資料は、総合計画審議会の資料一式でございまして、審議会次第の下の方に配布資料一覧をお示しをしております。この一覧にございます資料番号を各資料の右肩の方に四角囲みでそれぞれ付しておるという状況になっておりますので、ご了承賜りますようよろしくお願い申しあげます。

それでははじめに、総合計画審議会の委員の任命についてでございます。審議会資料番号1の「斑鳩町総合計画審議会条例」に基づきまして、公募委員2名を含みます10名の方を委員として任命をさせていただいております。委員名簿は審議会資料番号2のとおりとなっております。総合計画審議会条例第5条、委員の互選により会長につきましては森下暁委員、また森下会長の指名によりまして職務代理者は粕井みづほ委員を選出いただいたところでございます。

また、第1回の総合計画審議会では、第5次斑鳩町総合計画、基本構想及び基本計画の策定に関する事項につきまして、審議会での調査及び審議を求める諮問

を行っているところでございます。

続きまして、第5次斑鳩町総合計画策定の進め方につきまして、審議会資料番号3「第5次斑鳩町総合計画策定指針」をお願いいたします。まず1つ目の「1. 策定の趣旨」といたしまして、第4次斑鳩町総合計画の目標年次でございます令和2年を間近に控えるなか、この間、10年間の社会経済状況の変化をふまえ、さらに時代にあつた的確な対応が求められており、「斑鳩町まち・ひと・しごと創生総合戦略」と一体となった新たな次期総合計画を策定していくこととしております。続いて「3. 策定における基本的な視点」といたしましては、(1)わかりやすい総合計画、(2)検証可能で実効性・実現性のある総合計画、2ページにお移りいただきまして、(3)町民とともにつくる総合計画、(4)総合戦略を包含した計画、これらに留意して、実効性のある計画を策定してまいります。続きまして、「4. 計画の構成」は、基本構想・基本計画・実施計画の3層で構成をいたしまして、「5. 計画の期間」につきましては、令和3年から令和12年の10年間とし、基本計画と実施計画につきましては、計画期間を5年としてまいります。4ページでございます。「7. 策定スケジュール」でございます。本年、令和2年12月議会での基本構想の議案提出に向けまして策定のほうをすすめてまいりたいと、このように考えております。

続きまして、第5次斑鳩町総合計画の策定、斑鳩町のめざす方向につきまして、審議会資料番号4「第5次斑鳩町総合計画 骨子案」をお願いいたします。1ページ、「第5次斑鳩町総合計画 構成イメージ」といたしまして、序論、基本構想、基本計画、大きくはこの3つの構成としてまいります。また、「まち・ひと・しごと総合戦略」を基本計画の重点施策として位置づけてまいりたいと考えております。続きまして、2ページから4ページには、「斑鳩町を取り巻く社会情勢」といたしまして、「人口減少・少子高齢化の進行」「自然災害のリスクの高まり」「価値観やライフスタイルの多様化」、3ページにお移りをいただきまして日々進展いたします「先端技術の活用による新たな価値を創出する社会の実現」、環境問題といたしまして「低炭素・循環型社会への取組」、また2015年の国連サミットで採択されました「持続可能な社会をめざすSDGs」の関係でございます、さらに4ページ、子どもの貧困やひきこもり、過労自殺の問題など「さまざまな社会の歪の顕在化」、また「インフラ・公共施設の老朽化」への対応、さらには人口減少社会を迎えるなかでの「自治体経営の転換」といった、今後のま

ちづくりに影響すると考えられる社会情勢について、整理をしております。

続きまして、5ページをお願いいたします。当町を取り巻きます社会情勢や住民アンケート、基礎調査の結果、また、現行計画であります第4次総合計画の検証から、「斑鳩町に求められているもの」として整理をしております。「災害に強いまち」「安全・安心」「子育てのしやすさ」「保健・福祉の充実」「歴史文化の保全・活用」「官民連携の推進」「持続可能な行政経営」「共助社会 人とのつながり」「観光まちづくり」、この9つを斑鳩町に求められているものとして挙げさせていただいております。6ページでございます。こちらは「斑鳩町の主な指標分析」といたしまして、「斑鳩町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の取り組みの評価・検証のツールとして設定しました指標等から、主なものを示したものです。7ページをお願いいたします。第5次総合計画に向けまして、斑鳩町が抱える課題を整理したものでございます。①安全・安心の確保、②人口減少の対応、③超高齢社会の対応、④歴史文化資源を生かした観光振興、⑤持続可能な行政経営、この5つを当町の抱えます課題として掲げております。8ページをお願いいたします。本町の現状や、本町を取り巻く社会情勢等から課題を整理いたしまして、第5次総合計画の策定に向けて、として、基本的な考えをまとめております。基本的な考え方の1つとして「安全・安心、快適にくらせるまちづくり」、2つ目として「子どもから高齢者まで笑顔が輝くまちづくり」、3つとして「歴史文化資源を生かし、多くの人でにぎわうまちづくり」として整理しております。また、これら3つの基本的な考え方は、アンケート調査における「住民が望むまちの将来像」に関する上位を占める回答結果とも一致をしております、第5次総合計画のめざす方向性として掲げてまいりたいと考えております。

続きまして、審議会資料番号5から資料番号9でございます。こちらは基礎資料関係となっております。まず審議会資料番号5、第5次斑鳩町総合計画策定にむけて【基礎調査報告書】でございます。1枚めくっていただきまして、目次をご覧くださいと思います。1ページから44ページは、「第1章 基礎調査」といたしまして、本町の地勢や人口推移、人口動態等の各種統計資料といった本町の現状について整理をしております。45ページからは、第2章といたしまして、社会経済状況の変化について整理をさせていただいております。

続きまして、審議会資料番号6でございます。第5次斑鳩町総合計画策定にむけて【現状と課題】でございます。本資料では、町で実施しております事業の現

状及び把握しております課題等につきまして、現行の第4次総合計画の施策体系により、それぞれ整理をしたものでございます。

続きまして、審議会資料番号7から審議会資料番号9でございます。こちらは住民アンケート調査結果の関係でございます。資料番号7は、住民アンケート調査における施策分野ごとに満足度と重要度について、100点満点で再計算をいたしまして、一覧にまとめたものです。3ページです、(14)道路・交通網、またその下の(15)住宅・生活環境。4ページにお移りをいただきまして(18)防災・防犯、また5ページの(22)商工業、また(23)観光については重要度は高いですけれども満足度が低い施策分野となっているところです。資料8は「住民アンケート調査の結果報告書」、また、資料番号9は、第4次総合計画策定時等、これまでに実施しましたアンケート調査について、その結果を比較したものとなっております。それぞれ後ほど、ご覧いただければと思います。

続いて、次回、第2回の総合計画審議会の開催予定についてでございます。来月、3月23日に、第2回総合計画審議会の開催を予定をしており、そのなかでは、基本構想の素案につきましてご審議をいただきたいと考えております。

合わせまして、2月17日(月)には、課長補佐級職員により構成をされます庁内プロジェクトチームと係によるワークショップを行いまして、所属の垣根を超えて今後のまちづくりについて議論をするなど、総合計画の策定を全庁的な取り組みとしてすすめているところでございます。

引き続き、本委員会におきまして、その策定状況について報告してまいりたいと考えておりますので、委員皆さま方には何卒よろしくお願いを申し上げます。

以上、(1)第5次斑鳩町総合計画の策定に向けた進捗状況についてのご報告とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。

小城委員。

小城委員

資料4番なんですけど、自然災害とリスクの高まりのところの、認識が違ったら申し訳ないんですけど、南海トラフが30年以内に発生する確率たぶん80パーセントに引き上げられたと思うんですけど。いかがですか。

委員長 本庄まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長 この情勢が、基礎調査の中での時期的なものがございまして、そのあたり80パーセントとして本計画書策定するにあたってはその時点でのということで、見直しをきちっとかけさせていただきますので、よろしく願いいたします。

小城委員 よろしく願いします。

委員長 嶋田委員。

嶋田委員 この審議会委員の選考基準はどんな感じで選ばれたんですか。

委員長 本庄まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長 選考基準につきましては、総合計画につきましては各分野における今後10年の計画をまとめていくものでございまして、それぞれの分野ということで選出させていただいたところです。いわゆる子育て、商工、観光というところで、あとは福祉関係というところで、分野を一定こちらで定めさせていただいて、その中でほかの審議会の委員をされている方でございましたりとか、というところで選出をさせていただいたところでございます。

嶋田委員 わかりました、そしたら、商工会青年部長入っておられますけれども、これは商工会から推薦されたという考えでよろしいんですか。

まちづくり政策課長 今回、今後10年の計画にあたりまして、私どものほうで青年部ということで、今後を担っていただくというところで、私どもから青年部長に直接お願いをしたというところでございます。

嶋田委員 そしたら商工会自身にはお願いしていないわけですか。

まちづくり お声かけはさせていただいておりますけれども、直接のお願いは青年部長さん

政策課長 個人のほうにお願いをしたというところでございます。

嶋田委員 これ、観光協会さんやとか、いろいろ入っておられますね、そしたら商工会は入って当然ではないんですか。商工会に声かけたけども、青年部に直接お願いしたと、これどういうことなんですか。

まちづくり
政策課長 従前から総合計画審議会の委員さんにつきましては、団体さんを通じてお願いをしておりませんでして、個人さんということで、前回第4次のときも当時の青年部長さまのほうに直接お願いをいたしまして委員さんとして出ていただいたという経緯もございましたことから、今回につきましても今後10年、青年部ということで、お若い方のご意見を聞いていきたいというところで、青年部長様のほうに直接委員をお願いしたということでございます。

嶋田委員 そしたら商工会に声かけたというのはどういうことなんですか。

まちづくり
政策課長 そちらにつきましては、青年部長様のほうにお声掛けをさせていただいて、委員として就任をご了解いただいたということでのご報告をさせていただいたということでございます。

嶋田委員 そしたら商工会には声掛けてないわけでしょ。

まちづくり
政策課長 すみません、ちょっと答弁の仕方が私、不十分でございました。まず、商工会青年部の青年部長様の方に声を掛けさせていただきまして、その後了解いただいた後に、そのご報告をさせていただいたということで訂正をさせていただきたいとこのように思いますので、申し訳ございませんでした。

嶋田委員 何も青年部長なって悪いとか、そんな話違うんですよ。本来なら商工会に声掛けて、商工会の推薦をいただいて青年部長さんが来られるとか、そういうなんが段取りとして普通なんではないんですか。

委員長 面巻総務部長。

総務部長 委員おっしゃるとおり、順番といたしましては、そういった形で組織のほうにお声掛けをするということも大切なことではないかというふうに認識しているところでございますが、今回の選定にあたりましては、特に若い方の、いわゆる産業、そういった分野でのお声を聞かせていただきたいという願いがございましたことから、青年部長様に就任のお願いをさせていただいたところでございますので、ご理解賜りますよう、よろしくお願いいたします。

嶋田委員 あのね、どう言うんかな、青年部長が悪いというんやなしに、本来は商工会に声かけて青年部長さんをお願いできませんかというのが本当の姿と違うんですかということを行っているんですよ。

委員長 暫時休憩いたします。

(午前9時26分 休憩)

(午前9時27分 再開)

委員長 再開いたします。 面巻総務部長。

総務部長 嶋田委員おっしゃいますとおり、今後におきましてはそれぞれの団体にお声掛けをさせていただきながら、選定をしてまいりたいと考えておりますので、どうかご理解賜りますよう、よろしくお願いいたします。

委員長 他にございませんか。

すみません、まだ資料も、今回、総務委員会として初めて出させていただいて、これから委員さん見ていただくという形になると思うんですけど、この審議会も第1回が開催されて、まだ委員さんが十分に資料に目を通されているとかどうか分からないんですけど、意見としては、何か審議会の中で出てるんですかね。

本庄まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長 審議会当日にいただいた意見でございます。まず策定指針のほうでございますけれども、第4次総合計画に準ずるような形、踏襲するような形で次の第5次総

合計画につきましても、基本構想を10年、基本計画・実施計画5年ということで今回させていただいておりますけれども、自治法上の策定義務がなくなったあと、それぞれの市町村で、その状況に応じて、さまざまな計画基本等も定めながらされているというところのご意見、確認をいただく中で、次の第6次計画、あるいは第7次計画においては、もっと斑鳩町の独自性が出せるような、簡素化しつつもスピーディーな対応が実行できるような、そういった計画にしてもらったらどうかというご意見をいただいております。また、骨子案につきましては、国におきまして、観光立国というようなことも出ておりますので、町を取り巻く社会状況、斑鳩町は観光戦略も策定をしており、観光振興を進めてる中では、社会情勢としてそういった観光の面も国の動きとしても入れておくべきではないか、また官民連携も社会を取り巻く状況ということで入れておりますけれども、民間企業との連携、あるいは住民さんとの連携ということで、計画の中では具体的にわかりやすく定めるほうがいいのではないかと、こういったような意見をいただいているところでございます。

委員長

今回10年スパンということで、またこれまでと同じような形で計画つくっていただけてますが、情勢の変化が非常に激しくなっている中で、10年スパンでの計画がいいのかっていうのは、やっぱりこの委員会でも検討するべきかなというふうに思いますので、今後、また理事者のほうも、そういう形で新たに6次に向けて、どういうものかというのをさらに検討していただいて、またご提案いただきたいと思います。 横田委員。

横田委員

私、審議会の議事録ホームページで見させていただきました。ありがとうございました。そして、私感じるんですけど、当然5次計画ね、4次の反省をしながら策定していくというふうに思いますけど、4次のほうも、今年度が最終年度になるんで、しっかり、やっぱり目標を達成してほしいなというふうに思いますんで、よろしくをお願いします。

委員長

他にございませんか。

(な し)

委員長

次に、（２）令和２年度税制改正大綱（地方税関係）の概要について、理事者の報告を求めます。 真弓税務課長。

税務課長

それでは、令和２年度税制改正大綱、地方税関係の概要につきまして、ご報告いたします。本日、ご報告いたします内容につきましては、昨年１２月に国において取りまとめられました「令和２年度税制改正の大綱、地方税関係」のうち、町税条例の改正に関するものを中心に抜粋し、その概要を説明させていただくものであります。よろしくお願ひ申しあげます。恐れ入りますが、資料２をお願ひいたします。資料に沿って説明いたします。

はじめに、１．個人町民税、（１）未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直し等であります。申し訳ございません、説明上は、夫の方の寡夫をはっきり区別できるように「かおっと」とあえて読みますのでよろしくお願ひいたします。昨年の税制改正において単身児童扶養者への非課税措置が講じられたところでございますが、さらなる税制上の対応の要否等について、令和２年度税制改正において検討し、結論を得ることとされておりました。そこで①であります。今回の税制改正では、全てのひとり親家庭に対して公平な税制を実現する観点から、「婚姻歴の有無による不公平」と「男性のひとり親と女性のひとり親の間の不公平」を同時に解消するため改正が行われます。

アといたしまして、婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子、前年の総所得金額等が４８万円以下であることが条件となりますが、生計を一にする子を有する単身者について、同一の「ひとり親控除」、これは控除額が３０万円ですが、これが適用されることとなります。恐れ入りますが下の表をご覧くださいませでしょうか。まず初めに左側、現行なんです、寡婦（寡夫）控除で全体が括られておりますけれども、右側、改正後は「寡婦控除」と「ひとり親控除」となっており、「寡夫控除」は用語上なくなり「ひとり親控除」に変わります。そして、改正後の表の一番右側のところですが、男女とも未婚のひとり親という欄が新たにできておりますが、対象の子を有する欄に、ともに３０万円が記載されていることをご確認いただきたいと思ひます。また、女性の死別・離別の各区分において、本人所得が５００万円を超える場合が対象外となったほか、男性の死別・離別について、２６万円から３０万円に引き上げがされております。

次に、イといたしまして、アに区分される以外の寡婦、つまりひとり親でない

寡婦については、引き続き26万円の控除が適用されますが、こちらについても本人所得が500万円を超える場合は対象外となったところであります。

次に、表の下②の「個人住民税の人的非課税における対応」であります。アに記載のとおり、現行の寡婦、寡夫、単身児童扶養者に対する個人住民税の人的非課税措置を見直し、ひとり親及び寡婦を対象とするものであります。

なお、イに記載されておりますが、いわゆる内縁関係となっている場合は、これは住民票上で「夫（未届）」「妻（未届）」となっている場合は対象外とされたところであります。本措置につきましては、①②とも令和3年度分以後の個人住民税に適用することとされております。

2ページにお移りいただけますでしょうか。続いて、特例措置の関係であります。まず、(2)優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の適用期限の延長等でありますが、国や地方公共団体等への土地の譲渡など、一定の長期譲渡所得に係る税率を軽減する本特例措置について、その適用条件を見直した上で、令和5年度まで3年延長されるものです。

次に、(3)肉用牛の売却による農業所得に係る町民税の課税の特例の適用期限の延長につきましては、適用対象となる売却の範囲に地方卸売市場において行う売却を加えた上で、その適用期限について令和6年度まで3年間延長するものであります。本特例は、農業を営む個人等が肉用牛を家畜市場、中央卸売市場等で売却するなど一定の条件を満たしたものについて、1頭あたりの売却価額が100万円未満であれば、年間の売却頭数が1,500頭まで住民税を免除するというものでありますけれども、本町において本特例措置の対象者はございません。

次に、(4)低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除の創設であります。高齢化の進展に伴い将来的に所有者不明土地となる可能性が高い低未利用地の利活用の促進と、低未利用地の将来的な増加の抑制を図るための方策の一つとして、所得税において低利用地の活用促進に係る特別控除が創設されることに伴い、個人住民税においても保有期間5年を超え、上物を含めた譲渡価格が500万円以下等の要件を満たす低未利用土地等の譲渡所得の金額から100万円を控除するものです。本措置は、土地基本法等の一部を改正する法律、現在まだ仮称でございますが、の施行の日又は令和2年7月1日のいずれか遅い日から令和4年12月31日までに譲渡した場合に適用することとされております。

次に、(5)NISA制度の見直し・延長であります。こちらにつきまして

は、また後ほどご覧いただければと思います。

続きまして、3 ページ、2. 固定資産税・都市計画税に関してであります。

はじめに、(1) 所有者不明土地等に係る固定資産税の課題への対応であります。①現に所有している者の申告の制度化では、登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間において、現に所有している者に対し、市町村の条例で定めるところにより、氏名・住所等必要な事項を申告させることができることとするものであります。現在、代表相続人を届け出ていただくよう独自に対応しているところではありますが、これが条例によって制度化されるものであります。本措置は、令和2年4月1日以後の条例の施行の日以後に、現に所有している者であることを知った者について適用するとされております。

次に、②使用者を所有者とみなす制度の拡大では、調査を尽くしてもなお固定資産の所有者が一人も明らかとならない場合、事前に使用者に対して通知した上で、使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、固定資産税を課することができることとするものであります。現行法では、震災等の事由によって所有者が不明の場合にのみ、使用者を所有者とみなして課税できることとなっているところでもあります。本措置は、令和3年度分以後の固定資産税について適用となります。次に、(2) 固定資産税等の特例措置の関係であります。新たな特例措置として、①の一体型滞在快適性等向上事業、まだ仮称でございますが、の用に供する固定資産に係る課税標準の特例措置(居心地が良く歩きたくなるまちなか創出のための特例措置)の創設であります。都市再生特別措置法の改正を前提に、市町村が作成します都市再生整備計画で定めた滞在快適性等向上区域、こちらまだ仮称でございますが、この内の一体型滞在快適性等向上事業の用に供する一定の固定資産に係る固定資産税及び都市計画税について、課税標準を最初の5年間、2分の1に減額するものであります。本特例措置は、都市部におけます、いわゆるオープンスペースでのウッドデッキ等の整備やガラス張り改修が対象でありますことから、本町では該当ございません。次に、②の浸水被害軽減地区の指定を受けた土地に係る課税標準の特例措置の創設であります。水防法に規定する浸水被害軽減地区の指定を受けた土地に係る固定資産税及び都市計画税について、課税標準を最初の3年間、市町村の条例で定める割合を乗じて得た額に減額するものであります。本特例措置につきましても、浸水の拡大を抑制する効用があると認められる輪中堤防などの盛土構造物である土地が対象でありますことか

ら、本町では該当ございません。次に、③新築住宅に係る固定資産税額の減額措置の適用期限の延長は、いわゆる新築軽減であります。現行の減額措置の適用期限を、令和4年3月31日まで2年延長するものであります。

次に、3ページから4ページにかけて、④の公害防止施設等に係る固定資産税額の課税標準の特例措置の適用期限の延長等については、適用対象施設等を見直した上で、その適用期限を令和4年3月31日まで2年延長するものです。

次に、⑤の再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置の適用期限の延長等は、一定規模の水力発電設備について課税標準を現行の価格の3分の2から4分の3等とした上で、その適用期限を令和4年3月31日まで2年延長するものです。⑥のその他、特例措置等の見直し等では、本年3月31日で期限が到来する特例措置の延長や適用要件の一部見直し等が地方税法等において行われるもので、令和2年4月1日から適用される予定であります。

続きまして、4ページから5ページにかけて、3. たばこ税に関してであります。はじめに(1)軽量の葉巻たばこの課税方式の見直しです。軽量の葉巻たばこ、1本当たりの重量が1g未満のものですが、この葉巻たばこ1本を紙巻たばこ1本に換算する方法とするものでございます。イメージとしては、一つ目の表のとおりであります。この見直しにつきましては、令和2年10月1日から2段階で適用されることとなっております。令和3年9月30日までの1年間は、「0.7グラム未満の葉巻たばこ」を「0.7本の紙巻たばこ」とみなして課税することとされています。イメージとしましては、4ページ一番下の図のとおりでございます。また、たばこ税の見直しの全体像につきましては、5ページの図のとおりとなっておりますので、また後ほどご覧いただければと思います。

次に、5ページの下、(2)輸出等に係る課税免除の手続きの簡素化であります。輸出免除制度等に係る手続きの簡素化が図られるものであります。当町においては該当ございません。

続いて、6ページの4. 納税環境整備では、(1)還付加算金等の割合の引下げに関してです。国税における見直しと同様、地方税の還付加算金等について、市中金利の実勢を踏まえ、その割合の引下げ等を行うものです。6ページの表をご覧ください。太線の囲みの部分ですが、一番右の見直し案のところですが、加算割合が1パーセントから0.5パーセントに引き下げられるとともに、用語の整理が行われるものです。本改正は、令和3年1月1日から適用となります。

次に、7ページの5. 森林環境譲与税では、(1) 森林環境譲与税の見直しです。7ページのイメージ図をご覧くださいでしょうか。森林環境譲与税につきましては、令和元年度から既に交付が開始されているところですが、令和元年台風15号において、倒木による停電被害が拡大したことをはじめ、近年、森林の保水力が低下したことなどにより、洪水氾濫、山腹崩壊、流木被害などの甚大な被害が発生しており、森林整備の促進が喫緊の課題となっているところです。このため、地方公共団体金融機構の金利変動準備金を2,300億円活用し、交付税特別会計における譲与税財源の借入れを行わないとした上で、森林環境譲与税の譲与額を前倒しで増額することにより、森林整備などを一層推進することとされました。上の現行の部分をご覧くださいますと、元々の全額譲与計画600億円の達成は令和15年度でしたが、下の変更後をご覧くださいますと、地方公共団体金融機構の金利変動準備金を活用することで、その償還費が不要となるとともに、令和6年度で全額譲与600億円が達成されているところです。

最後に、6. その他といたしましては、今回の税制改正の関係におきましては、地方税法をはじめ、所得税法、租税特別措置法等の関係法令が改正されることとなります。また、その改正においては、項番号、号番号等の繰上げや繰下げ、条文の整理等も行われることから、町税条例においても、それに伴う引用条文の整理等、所要の改正を行ってまいります。

以上、令和2年度、税制改正大綱（地方税関係）の概要とさせていただきますが、今後、関係法令の改正内容等の確認を行うなかで、本年4月1日からの適用等を必要とする改正内容につきましては、3月31日付けで専決処分をさせていただきたいと考えております。何卒、ご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。
ございませんか。よろしいですか。

(な し)

委員長

次に、(3) 斑鳩町コミュニティバスの王寺駅乗入れ案について、理事者の報告を求めます。 本庄まちづくり政策課長。

まちづくり
政策課長

それでは、各課報告事項（3）でございます。斑鳩町コミュニティバスの王寺駅乗入れ案につきまして、ご報告をさせていただきます。

斑鳩町コミュニティバスの王寺駅乗入れ案につきましては、前回、12月の本委員会におきましてご報告をさせていただきましたとおり王寺駅への乗入れ、また、中央体育館敷地内への車両通行禁止に伴う町道4014号線、法隆寺線への運行経路の変更等、町コミュニティバス実証運行の再編に係ります協議が整いましたことから、運輸局への申請及び関係機関との協議・調整、住民や利用者のみなさんへの周知を行うためのチラシ作成など、4月の再編にむけた準備を、現在すすめているところでございます。本日は、2月13日に開催をいたしました地域公共交通会議においてご審議をいただきました王寺駅への乗入れに伴います周知等について、また、令和2年度、来年度の地域公共交通会議の事業計画（案）等につきまして、ご報告をさせていただきます。

資料3-1でございます。令和2年4月1日からの斑鳩町コミュニティバス再編に関するお知らせ、カラー刷りのチラシをお願いいたします。チラシの内容につきまして、ご説明をさせていただきます。まず、令和2年、本年4月1日（水）からの王寺駅乗入れ開始の案内といたしまして、王寺駅発車時刻と乗降場所の地図等を掲載をしております。その下でございます、「運行ルートの変更」に関する案内として、中央体育館敷地内通路の車両通行禁止に伴います「小吉田東」停留所の新設、「中央体育館」・「服部」停留所の廃止について、また、合わせまして、第4便の「東老人憩の家」の停留所の変更など、変更のあった運行ルートについて掲載をさせていただいております。

チラシの中面をご覧いただきたいと思います。見開きの左側が路線図、右側が時刻表となっております。また、チラシの裏面には、斑鳩町コミュニティバスに関するQ&A等を掲載をしております。本チラシにつきましては、広報いかるがお知らせ版2月号への挟み込みによりまして、全世帯に各戸配布をさせていただいたところでございます。合わせまして、町ホームページへの掲載のほか、町内公共施設、コミュニティバス車内において、住民、また利用者のみなさんに周知をはかりますとともに、広報いかるが3月号、また同じく広報いかるがお知らせ版3月号への記事掲載によりまして、再編案内の周知について、しっかりと行っていきたいと考えております。さらには、3月3日（火）でございますが、午前11時より記者発表を行いまして、メディアによる発信も行ってまいります。

続きまして、資料3-2でございます。こちらは広報いかるが2月号に挟み込みをいたしました「中央体育館・敷地内通路の車両通行禁止に関するお知らせ」に関するチラシでございます。地域公共交通会議において、合わせてお示しをさせていただいたものでございます。

続きまして、令和2年度の斑鳩町地域公共交通会議の事業計画（案）及び予算（案）につきまして報告をさせていただきます。

はじめに、資料3-3、令和2年度事業計画（案）をお願いいたします。新年度では、令和2年度で当初予定しておりました5年間の計画期間が満了いたします「コミュニティバスの実証運行」について、その事業効果の検証を行ってまいりますとともに、総務常任委員会においてご意見をちょうだいをいたしながら、地域公共交通会議でご審議をいただきまして、令和3年度以後のコミュニティバスの運行方針を決定してまいります。

次に、資料3-4をお願いいたします。斑鳩町地域公共交通会議予算書（案）でございます。令和2年度予算におきましては、歳入歳出それぞれ199万2千円を計上しておりまして、前年度と比較いたしまして64万1千円の増となっております。事業計画のほうでご説明をいたしました5年間の実証運行等の事業効果の検証、また令和3年度以後のコミュニティバス運行方針の検討支援等に要する経費について予算計上をしております。地域公共交通会議の予算につきましては、3月の町議会定例会に上程をさせていただき予定としておりまして、本事業計画（案）及び予算（案）につきましては、町議会での予算議決後に、それぞれ地域公共交通会議の承認を諮ってまいります。

以上、斑鳩町コミュニティバスの王寺駅乗入れ案についてのご報告とさせていただきます。よろしくご意見申し上げます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。
伴委員。

伴委員

私、以前から申してました、バスが今どこにおるんか、特に王寺駅の乗入れを、表面での王寺駅の発車時刻きっちり書いていただけてますわな。もし遅れる場合が絶対ないとも限りません。その場合、どういう処置、確かなんか処置を考えていただくというようなことを答弁いただいたと思いますけども、そのあたりちょ

つと説明をお願いします。

委員長 本庄まちづくり政策課長。

まちづくり
政策課長 先般、8月の委員会で委員からご質問をいただいた件でございます。こちらにつきましても、奈良交通とも協議をいたしまして、来年度予算においてコミュニティバスの位置情報システムの導入業務委託料ということで予算を計上させていただいております。議決後にそれを導入していきたい、新年度においてそれを導入していきたいと、このように考えております。具体的にはスマートフォンが必要にはなっておりますけれども、奈良交通のホームページ、奈良交通ナビで他の路線バスと同様にコミュニティバスの位置情報、あるいは停留所の時刻表等が閲覧可能となるものでございます。以上でございます。

伴委員 予算可決後というような形で、4月1日から始めてくれはると。その辺のタイムラグはどれぐらい考えてはりますの。まあ言うたら位置情報、スマホ持っている、持ってないの問題あると思いますけれども、それ抜きに考えて、それを実施されるのと、今現在遅れることが絶対には限りませんので、ちょっとそのあたり教えてください。

まちづくり
政策課長 こちらのほうは、バスに車載器を搭載することで、すぐに対応可能ということで奈良交通には聞いておりますので、新年度になりましたら、すみやかに対応していきたいと、このように考えているところでございます。

伴委員 もう1つ、その周知ですな、結局この方にはまだ出てませんから、ちょっと不安にはなる。特に王寺駅の方では長く停めれないとか、そんな話も聞いたことあります。そのあたりで早い目に来てそこで滞在してくれはるということが難しい、そういう部分もあると思いますので、その周知のほうだけちゃんとお願ひしますわ。以上です。

委員長 他にございませんか。 小城委員。

小城委員 前回の委員会でも申しあげましたが、検証とかいろいろ書かれてるんですけど、実人数と延べ人数というところの、どのようにしてそれを出すかっていう案的なものは今現在ございますでしょうか。

委員長 本庄まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長 延べ人数に関しましては奈良交通で乗車人数、あるいは降車人数をバスの乗り降りの際に確認をしておりますので、それは従前から検証の中で把握をしているものでございます。また先般、委員からいただきました実人数につきましては、今現在検討しておりますところでございますけれども、利用者アンケートにおきまして、利用頻度、あるいは往復利用の有無等を確認をすることによりまして、算出させていただけるのではないかとということで、現在コンサルタントのほうとも調整をしておるところでございます。

小城委員 それはアンケートに書いてもらおうと出てくるけど、アンケートに書いてもらわないと出てこないということですよ。

まちづくり政策課長 車内でアンケート調査をしております。基本的には職員等がアンケートを聞き取り方式でさせていただいておりますので、乗車場所、あるいは降車場所、あるいは王寺駅での乗降等々も聞き取りながらアンケートを取らせていただきまして、そのデータをもとに延べ人数から算出をさせていただけるのではないかとということで、今現在検討しているところでございます。

小城委員 しっかりと実人数、再三申しあげておりますように、しっかりとやっていただかないと190円の助成が出ているわけで、実人数が少なくて延べ人数が多いというのはたぶん問題になってくると思うんで、しっかりと実人数というのは把握していただいて、今後の運行に、今後の実施につなげていっていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 それでは次に、(4)「聖徳太子」をテーマとした日本遺産への認定申請について、理事者の報告を求めます。本庄まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長 それでは、(4)でございます「聖徳太子」をテーマとした日本遺産への認定申請について、ご報告をさせていただきます。

資料4といたしまして、1月23日付けで奈良県文化財保存課から発出をされました令和2年度の「日本遺産」の認定申請に関する報道資料をお配りをさせていただいております。申請案件の4つ目でございます、『ここに聖徳太子が「実在」する一奈良を中心に受け継がれる1400年の太子信仰』。こちらが、今回、認定申請をしたものでございまして、認定の発表は、令和2年5月頃の予定と報道資料には記載をされているところでございます。

続きまして、今回の日本遺産の認定申請にかかります代表自治体についてご報告をさせていただきます。1月22日に開催をいただきました総務常任委員会では、申請に係る代表自治体に関する委員からのご質問に対しまして、奈良県が代表自治体として申請をする旨、ご答弁をさせていただいておりますが、当日の委員会後に、今回の日本遺産への認定申請にかかる代表自治体につきまして、当初予定の奈良県から王寺町に変更して申請することとなったものでございます。日本遺産の認定申請に係ります代表自治体の件に関しましては、1月8日の聖徳太子プロジェクト推進協議会では県を代表自治体として申請をすることで確認をしておりましたが、それ以後、認定申請に向けました県内部での調整におきまして、県ではなく市町村が代表自治体とするほうがインパクトがあるのではないかな等の意見があり、県において調整をされたものでございます。この件に関しましては、幹事であります王寺町と本町にも打診がございましたが、聖徳太子プロジェクトのなかで進めていくものでございまして、大阪市を含む県外の構成団体もあることから、両町とも、県に代表自治体となっていただくよう、改めてお願いをしていたところでございますが、最終的な調整のなかで、王寺町を代表自治体として申請することとされたものです。代表自治体に関わりなく、認定がされた場合の事業展開につきましては、当初のとおり、事務局であります奈良県を中心としまして聖徳太子プロジェクトとして進めることとなっておりますので、本町

といたしましても、引き続き、県や構成市町村との連携、あるいは協力をしながら、聖徳太子1400年御遠忌に向けて、事業展開を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上、「聖徳太子」をテーマとした日本遺産への認定申請についての説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。
嶋田委員。

嶋田委員 理事者から、この4番目ですね、ここに聖徳太子が「実在」するというので、代表は県やということをお聞きしていて、その後、王寺町に決まったというお話を伺いまして、私自身は納得しておりません。それだけ申しておきます。

委員長 他にございませんか。
暫時休憩いたします。

(午前10時01分 休憩)

(午前10時01分 再開)

委員長 再開いたします。
他にございませんか。

(な し)

委員長 次に、(5)「和のあかり」プロジェクトについて、理事者の報告を求めます。
本庄まちづくり政策課長。

まちづくり
政策課長 それでは各課報告事項の(5)「和のあかり」プロジェクトについて、ご報告申し上げます。お手元にお配りをしております資料5をお願いいたします。

1月22日に開催をいただきました総務常任委員会でご報告を申しあげましたとおり、聖徳太子1400年御遠忌事業「和のあかり」プロジェクトにつきまし

では、聖徳太子ゆかりの地で思う「和のあかりと未来へのひかり」をテーマとし、まして、聖徳太子が唱えた「和の以て貴しと為す」の心を思い、聖徳太子を偲ぶことを目的として開催をいたします。今年度は、法隆寺様のご協力をいただきまして、お逮夜法要と同日の3月21日（土）に、法隆寺南大門前を使用させていただけることとなりまして、法隆寺参道や法隆寺iセンターなども会場として開催をさせていただきたいと思っております。当日は、大阪芸術大学との連携協力により、法隆寺参道300メートルを彩る玉虫色の和のあかりや、太子を追憶する12の動くあかり「太子夢幻」でございます、また、南大門前での十七角柱の巨大走馬灯によるあかりとひかりの演出、同じく南大門前に、住民団体様により約300個の木製の灯籠を並べてまいります。門前宿・和空法隆寺では、今年度に作成をいたしました「聖徳太子えほん」を投影するなど、住民とともに聖徳太子を偲んでまいります。さらに、幼稚園・保育所の園児や小・中学生の子どもたちがつくられた手作りランタンを法隆寺iセンターに並べてまいります。

また、地元商店街であります東栄会にご協力をいただきまして、通常は営業をされていない夜間に「夜のスイーツめぐり」として特別に営業していただくほか、法隆寺iセンターにおきまして、NECソリューションイノベータ株式会社様によりICT体験会をはじめ、日本酒バーや飲食屋台、斑鳩ブランドの販売も行ってまいります。聖徳太子1400年御遠忌を通しまして、斑鳩町への誇りや愛着を深めることに加え、斑鳩町の特長や魅力を生かした歴史まちづくりと観光まちづくりを推進してまいります。

なお、「和のあかり」プロジェクトにつきましては、町内外に幅広く発信をすするため、町ホームページや広報紙に加えまして、前例に捉われることなく、積極的かつ横断的に発信をしてまいりたいと考えております。また、先程のコミュニティバスの再編に関することとあわせまして、3月3日午前11時からの記者発表を行いまして、メディアを利用した発信も合わせて行ってまいります。

以上、「和のあかり」プロジェクトについてのご報告とさせていただきます。

よろしくお願いを申しあげます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。

(な し)

委員長 そうしましたら次に、(6) 地域文化財総合活用推進事業(世界文化遺産)の活用について、理事者の報告を求めます。 本庄まちづくり政策課長。

まちづくり
政策課長 そうしましたら続きまして(6) 地域文化財総合活用推進事業(世界文化遺産)の活用につきましてご報告を申し上げます。資料6をお願いいたします。

本事業は世界文化遺産都市が行います、情報発信、普及啓発事業などに対する文化庁の補助金制度、文化芸術振興費補助金でございしますが、こちらを活用するものでございまして、補助率は原則100パーセントとなっております。

補助対象者は、地域の文化遺産または世界文化遺産の構成資産の所有者、保護団体、いわゆる保存会等になりますが、あるいはそれらによって構成をされます実行委員会等となっております、市町村で直接受けることはできません。このことから、当町では、法隆寺、斑鳩町、斑鳩町教育委員会、斑鳩町文化振興財団等により構成をいたします世界文化遺産地域連携会議・斑鳩プロジェクトチームが事業の実施主体となっております。

それでは、令和2年度に向けまして、世界文化遺産地域連携会議・斑鳩プロジェクトチームが文化庁に補助要望を行っております、事業の概要について、資料にもとづいて、ご報告を申し上げます。

まず1つ目の「ホームページの多言語による発信」でございします。この事業は、昨年、令和元年11月10日に、東京日比谷図書文化館で、法隆寺の古谷執事長に「聖徳太子と法隆寺」という題目でご講演を賜りました内容を12か国語に多言語化し、ホームページへの公開を行うものでございします。

2つ目の「巻物型パンフレットの作成・増刷、ホームページの掲載」でございします。こちらは、外国人観光客向けに、世界文化遺産・法隆寺を絵で紹介するパンフレットでございまして、中国語の繁体字版、韓国語版を各500部作成いたしますとともに、平成30年度に作成しました外国人用観光ホームページにも掲載をしていくというものでございします。なお、平成30年度に作成をいたしました日本語版と英語版につきまして、それぞれ2,500部ずつ増刷も行っておりたい、このように考えております。

続きまして、3番目の「奈良・斑鳩里めぐりMAPの作成・増刷、ホームページの掲載」でございします。奈良・斑鳩里めぐりMAPは、外国人観光客のまちあるきを促進するため、イラスト解説などで分かりやすく、町内の観光名所や店舗

を巡ることのできるガイドブックでございまして、中国語の簡体字版を500部作成しますとともに、平成30年度に作成しました外国人用観光ホームページにも掲載するものでございます。合わせまして、30年度に作成した英語版について、5,000部の増刷も行ってまいりたいと考えております。

次に、4番目、「欧米観光見本市等への出展」でございまして。広域連携DMOである一般財団法人関西観光本部が各国に出展、あるいは運営する「関西ブース」内に、斑鳩町の特出しコーナーを設置するものでございます。5番目として、「聖徳太子1400年御遠忌関連セミナーの開催」でございまして。法隆寺ゆかりの都市文化交流協定締結自治体であります、兵庫県姫路市、朝来市、神奈川県小田原市、群馬県高崎市におきまして、2021年に迎えます聖徳太子1400年御遠忌への機運を高めるためのセミナーを開催してまいりたいと考えております。続きまして6番、VR、バーチャルリアリティーを用いた古代体験でございまして。VR機器を用いまして、飛鳥時代にタイムスリップしたVR体験ができるよう映像を作成し、観光客の方をはじめ、多くの方に体験していただけるよう計画してまいりたいと考えております。続いて7番目でございます。「JR主要駅での情報発信」は、大阪駅、三ノ宮駅、京都駅、天王寺駅、新大阪駅などの主要5駅でデジタルサイネージ広告を掲載をいたしまして、7日間、204面、15秒で斑鳩町のPR画像を掲載するというものでございます。続きまして、8番は、「海外への観光プロモーション」でございまして。アジア圏・欧米等に年3回程度、町内の日本版DMO、あるいは観光協会等と連携をいたしまして観光プロモーションや商談会に参加してまいりたいと考えております。また、9番、「外国人用PR映像の作成」でございまして。海外への観光プロモーションや商談会に参加する際の斑鳩町の宣材資料として、外国人用PR映像を作成するものでございます。10番、「ファミトリップの開催」でございまして。海外からSNS等に影響力のあるブロガーやインフルエンサーの方を対象とした斑鳩町内でのツアーを実施をいたしまして、幅広く情報発信を行っていただくものでございます。最後に、11番、「雑誌への掲載」でございまして。斑鳩町のPRをするにあたりまして、女性向けの旅行雑誌である「ことりっぷマガジン」、そして、文化感度が高い方などの30代～50代の男女向けの旅行雑誌である「Discover Japan」に、それぞれのターゲットに応じたコンテンツや斑鳩町をゆっくり、じっくりと満喫していただける旅行商品などを掲載してまいりたいと考えております。

以上、11項目の事業、総事業費2,149万6千円につきまして、文化庁に対して補助要望をしているところでございます。なお、補助採択の採否の結果につきましては、3月末に通知をされる予定となっております。その結果によりまして、資料の右下に記載をしております町単独事業費、350万円の範囲内で実施してまいることとしておりますので、ご理解たまわれますよう、よろしくお願いを申し上げます。

以上、世界文化遺産にかかります地域文化財総合活用推進事業の活用についてのご報告とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。
伴委員。

伴委員 ちょっと委員長、申し訳ございませんけど、この「和のあかり」、ここに6番にVRというのがありまして、そこに145万、もし事業があればというのは、ちょっと先ほどのこれについてちょっと質問させていただいてよろしいですか。

委員長 はい、どうぞ。

伴委員 すみません、「和のあかり」のパンフレットの裏面のところにNECブースって、ここにもVRという感じで出ておるんですが、別にこの事業の今の資料6の関連付けてじゃないんですけど、これは費用はかかっているのか、それともNECブースって書いてますけど、無償で提供されるのか、お聞きしたいんですが。

委員長 本庄まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長 こちら、NECソリューションイノベータブースということですが、こちら官民連携の協定を結んでおる相手方でございます、今回無償でブースのほうを設けていただいたというところでございます。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長

次に、(7) 学校の情報環境等の整備について、理事者の報告を求めます。
安藤教育委員会総務課長。

教委総務
課長

それでは、学校の情報環境等の整備についてご説明をさせていただきます。資料7をご覧ください。

まず、1. 情報環境整備についてでございます。(1) 目的であります、国の令和元年度補正予算におきまして、GIGAスクール構想の実現として、次代を担う子どもたちに、教育におけるICTを基盤とした先端技術等の効果的な活用が求められるなか、高速大容量の通信ネットワーク及び児童生徒1人1台のパソコンを一体的に整備することやクラウド活用の推進など、学校のICT環境整備を持続的に実現させるとしており、本町におきましても同様にその取り組みをすすめるものとしてございます。

(2) 内容でございますが、①校内通信ネットワークの整備として、小学校・中学校における校内LANの整備及び電源キャビネットを整備することとしております。これは、既設の校内LANを利用しながら高速大容量通信ができるようアクセスポイントの新設や通信ケーブル等の更新を行うものでございます。現在、費用を1億3,285万円を見込んでおります。この整備にかかる国の財政措置は、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金が交付される予定で、補助の割合は2分の1となっております。また地方財政措置として、学校教育施設等整備事業債を原則100パーセント充当、また後年度の元利償還金の60パーセントを交付税措置の基準財政需要額に算入できるとされています。

次に、②パソコンの整備として、児童生徒が1人1台使用するパソコンを整備することとしております。費用は1億674万円を見込んでおります。財政措置でございますが、公立学校情報機器整備費補助金が交付される予定となっております。パソコン整備の全体数の3分の2につきまして、パソコン1台あたり定額で4万5千円が交付されるものでございます。残る3分の1につきましては、地方財政措置であります「教育のICT化に向けた環境整備5カ年計画」、これは平成30年度から令和4年度までの5か年ですが、この地方財政措置を活用して整備をするものでございます。こうした、補助制度や地方財政措置等を加味いた

しました実質的な町の負担は、約2割から3割になると見込んでおります。

次に、(3)計画でございますが、3月町議会定例会に一般会計補正予算を上程させていただくことを考えております。議決をいただきましたならば、翌年度に予算繰越しを行い、令和2年度で情報通信ネットワーク環境の整備、また小学校第5学年・第6学年・中学校第1学年のパソコンの整備を予定しております。

令和3年度では中学校第2学年・第3学年のパソコンの整備を、令和4年度では小学校第3学年・第4学年のパソコンの整備を、そして令和5年度では小学校第1学年・第2学年のパソコンの整備を考えております。

続きまして、裏面をご覧ください。2. 照明設備のLED化についてでございます。まず、(1)目的といたしまして、学校施設の照明設備のLED化に取り組み、環境に配慮した施設整備をすすめるものでございます。今般、国の学校施設環境改善交付金の採択を受けましたことから整備に着手をするものでございます。(2)整備箇所でございますが、斑鳩中学校の照明設備のLED化を予定しております。見込額は2,650万円となっております。また、国の財政措置でございますが、学校施設環境改善交付金、補助の割合は3分の1となっております。(3)整備計画ですが、3月の町議会定例会に一般会計補正予算を上程させていただくことを考えております。議決をいただきましたならば、翌年度に予算繰越しを行い、夏休み中に工事を完了したいと考えております。最後に(4)参考として、これまで実施しました学校及び実施年度を記載をしております。

以上、学校の情報環境等の整備についてのご説明とさせていただきます。宜しくお願いいたします。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。
伴委員。

伴委員 ②のパソコンの整備ですねけど、児童生徒が1人1台使用する、これは、生徒数全部でなく、その教室で1人1台使えるということ、それとも児童生徒数全員分ということですか、ちょっと教えてください。

委員長 安藤教育委員会総務課長。

教委総務課長 児童生徒数全員分ということ、すべての児童生徒に1人1台渡るように整備するということでございます。

伴委員 実際のところ、それ学校に、常にそれを持ってる、そして授業にもそれを使うというような考え方が、国から示されてると、そういうことでええわけですか。

教委総務課長 常に授業、子どもたちの机の上に、1人1台のパソコンがあるという環境整備ですけれども、新学習指導要領におきましても、情報活用能力というのを、学習の基盤として位置づけられております。また小学校5年生、6年生ではプログラミング教育が始まりまして、文字入力などの基本的な操作も取得するという事となっております。そしてまたプログラミング的な思考を育成するという事も求められておりますので、こうしたこともございまして1人1台のパソコンを環境整備していこうと、そうしたものとなっております。

伴委員 えっと思いつながら聞いておったんですけど、びっくりして。ひとつお聞きしたいんですけど、私らやったらノートに書く習慣というか、そのあたりがなくなっていくんちゃうかという怖さを感じたのと、授業そのものにパソコンを利用した授業の方向で、パソコンそのものの技術の習得であれば、パソコンのそういう部屋があればいけると思いますけど、そうではなく、どの授業に対してもパソコンを利用した先生の授業が始まると、こう考えていったらいいわけですか。

教委総務課長 すべて、パソコンで授業が完結するというものではないと考えております。当然、書くことって非常に大切なことだと思います。ただ、パソコンを導入することによってですね、例えば調べ学習を、社会であれば世界的な情勢であるとか、地域的な情報を瞬時に知れることもできますし、パソコンが1人1台ありますと、子どもたちがそこで自分の考えを入力すれば、教師のほうにはそれは、その時点で全員の分が集約できるという、そういう使い方も考えられておりますので、です。すべてがパソコンで完結するものではなくて、有効に機能的に活用していくと、そうした使い方を考えているところでございます。

伴委員 非常にこれ、教育というものの根本といいますか、今までの考え方から大きく

転換しようというか、私ら、読み書きそろばんと言うたら古なりますけど、イメージとしたら、やはりそういう形のページをめくって、本はそういう形できた。確かにいろいろ変わってはきてますけど、学校で、ましてやこれ小学校1年、2年、というところまで整備されようと。

教育長のほうから、この辺の考え方についてちょっとお願いします。

委員長

山本教育長。

教育長

委員のご質問にありました内容ですけども、いわゆる一番我々が心配しておりますのは、これが今こういう形でパソコンが1人1台、1,700人だったら1,700台必要になってまいります。そしたら耐用年数きた5年後はどうなるのか、ということなんですけども、国の指針としましては、これを文房具化していくという、つまり保護者が子どもに文房具として与えていく、それを先がけとして、今度は国が1人1台のパソコンを推奨していくと、その補助金を出していこうというものです。具体的にはどういうことなのかということなんですけども、伴委員おっしゃるように、学校教員も戸惑いの部分は現時点であります。この戸惑いの部分をどうして払拭していくのかということにつきましては、授業の在り様が変わってまいります。いわゆるひとつの、算数でありましたらドリルというのがあります。そのドリルというのが今おっしゃいましたようにペーパーでドリル化してあるんですけども、これがデジタルのドリル化、いわゆる子どもたちがその問題をパソコンのほうに入力することによって、1人1人のつまづきがAIによって瞬時に分かっていく。それが分からなかったら先生方が1人1人のつまづきはどこにあるんだろうか、すごく時間がかかるんですけども、そういうのが瞬時に分かってくることによって結果が出てまいりますので、じゃあその子、1人1人に応じた問題をどのようにした問題を作っていけばいいのか、これは時として宿題として出すことも出来るか分かりませんし、個別のつまづきにつなげていくこともできる、これはひとつの活用です。じゃあこれは理科、社会とか、そういった他の科目にどのように活用していくというのは、これはこれからまだまだ深まりを示していかななくてはならないところだと思います。安藤課長が申しましたように、この件につきましては、やはりパソコンを導入することによって、要るのか要らないのかという問題もあるんですけども、これは1人1台を設置して、

そのような学習形態を、体系を整えていくという、ひとつの大きな筋がありますので、それに向けて斑鳩町もそうなんですけど、県、また斑鳩町もそうなんですけども、教員の研修というのはこれからまだまだ積んでいかなくてはならないと思います。まだ不透明な部分というのはあります。それを不透明の部分の不透明のまま残さないために、授業のありよう、学習指導案というのをしっかりと、確認をしてみたいと、そのように思っております。

伴委員

確かにこれなってくると、家庭でのパソコンの環境とていうことも、児童生徒によって大きく差が出てしまう。はっきり言って家であるかないか、自分用のがあるかないか、これ持ち帰れるかどうか別として、非常にまた今後そういう部分も出てきて、そしてなおかつおっしゃられるように5年サイクルぐらいの部分があります。その中で実際整備したら、初期のやつはまたどうしていくかと、家庭の経済力の問題というのもまたそこで出てくる。学校の整備も相当されると思いますわ。実際これだけ電気でも、役場でも朝、同時にパソコンを立ち上げんようにされてるぐらい節電されてる中で、学校でこうなってきたらすごい数になりますわな、5校あるわけで、小・中学校で。せやからこれ考えていくと、よう考えて、私も勉強させてもらいますが、またこれ予算委員会にも絡んでくるような感じ、これ、定例会の補正の予算に出てくる、ちょっと勉強させていただきますわ、分かりました。

委員長

他にございませんか。 小城委員。

小城委員

校内LANの整備についてのところなんですけど、何かLANの規制であったりとか、通信制限であったり、セキュリティ対策というところまではお考えですか。これはただ単に整備するというだけですか。

委員長

安藤教育委員会総務課長。

教委総務
課長

国のほうからもセキュリティポリシーというのが示されておりますので、それと併せて整備していくことにしております。

小城委員　そうですね、たぶん中学生とかになってくるとたぶん相当パソコンとか使いこなせると思うんで、そういったところの制限であったりというところまで気を遣っていかないといけない事業なのかなと思いますので、よろしくお願いします。

委員長　他にございませんか。

(な し)

委員長　それでは、次に、(8) 幼稚園・保育園等教材費などの援助事業の実施について、理事者の報告を求めます。安藤教育委員会総務課長。

教委総務課長　それでは、(8) 幼稚園、保育園等教材費などの援助事業の実施についてご説明をいたします。資料8をご覧ください。

本事業は、低所得者で生計が困難である者の子どもが、認可保育所、認定こども園、幼稚園、新制度移行園に限る町立幼稚園等でございますけれども、地域型保育事業等の保育施設を利用する場合において、当該保護者が支払うべき日用品・文房具等の購入に要する費用または行事への参加に要する費用の一部を補助する制度を創設するものでございます。本事業につきましては、今年度、策定作業を進めております「第2期子ども・子育て支援事業計画」におきまして、子どもの約7人に1人が貧困状態であると言われる中、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、すべての子どもが健やかに成長することができる環境の整備を進めることとしており、子どもの貧困対策の取り組みのひとつとして、新たに実施しようとするものでございます。

まず、(1) 対象でございますが、生活保護法による被保護世帯の保護者としております。次に、(2) 対象となる費用であります。幼稚園等で必要となる日用品、文房具、行事参加費、施設主催のものに限る等としております。次に、(3) 助成額は、子ども1人につき月額2,500円、年間の上限は3万円としております。また、国庫補助金であります子ども・子育て支援交付金対象交付金を活用することとしております。補助率は、国3分の1、県3分の1となっております。次に、(4) 支給方法でございますが、一旦支払った領収書を添付していただいて申請いただく償還払いとしております。最後に、(5) 助成開始時期

でございますが、令和2年4月1日以降に購入した日用品・文房具等から助成することとしております。

以上、幼稚園、保育園教材費などの援助事業の実施についてのご説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。ございませんか。

(な し)

委員長

そうしましたら、私のほうからお尋ねしたいんですけども、昨日の厚生常任委員会でもこちらの報告されてました、保育園の関係で。その中で委員の方からもあったんですけども、今回、保護世帯に対してこうして国がお金も付けて事業されるということですが、斑鳩町、これまでに準要保護児童についても、小・中学校のほうで要保護世帯と同じように対応されてきていると思うんですが、幼稚園、保育園の分野について、準要保護世帯に同じようにやっぱりこうした制度をつかっていくべきじゃないのかなと思います。町はそれはどういうふうに考えてはるんでしょうかね。 安藤教育委員会総務課長。

教委総務
課長

この事業につきましては、国の制度、補助を活用してですね、今般実施しようとするものでございます。その、国の制度が対象者が生活保護世帯を対象としておりますので現時点におきましては、それを拡大するという事は考えていないという状況でございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

委員長

今回、新しく導入をされるということで事業が実施されることについては非常に評価できるものだというふうに思いますが、今後、やっぱり拡大についてやっぱり検討していただきたいなと思うんです。今、小・中学校のほうで準要保護世帯に対して国のほうから、要保護世帯に対してはきちっとお金出てると思うんですけど、何年か前に扱いが変わって以降、準要保護世帯に対する国からの何らかの形でお金が出てるのかどうかっていうのは、今状況としてはどうなってるんでしょうか。

教委総務課長 以前は確かに補助金という形で交付されておりましたが、現在はいわゆる交付税算入ということになっております。

委員長 今回は、準要保護世帯に対しては、しないということで新しくこの事業をスタートされますけど、対象とするのかしないのかということについて、町として検討はされたんでしょうか、それもされてないという。

教委総務課長 今回、新たに制度創設するということでしたので、正直まだそこまで検討はしていないという状況でございます。

委員長 分かりました。また、するとすれば、町の負担がいくらになるのかという点についてもまた今後お聞きしていきたいというふうに思いますので、検討と併せてその辺も進めていただきますようお願いしておきます。

他によろしいですか。

(な し)

委員長 そうしましたら、他に、理事者から報告しておくことはございませんか。仲村総務課長。

教委総務課長 総務課から3点ございます。

はじめに、全国瞬時警報システム(Jアラート)全国一斉情報伝達訓練における不具合についてでございます。昨日、2月19日に実施されました全国瞬時警報システム(Jアラート)全国一斉情報伝達訓練におきまして、本町のJアラート機器に情報は届きましたものの、本町におきまして、その情報が自動配信により、登録制の防災情報メールに配信されなかったという不具合が生じました。現在、業者による原因の確認を行っているところでございますが、早期に原因の究明を行い、再発防止に取り組むことといたしております。なお、原因究明までの間は、手動でメール配信を行うことといたしております。危機管理上の観点から、このような事案が発生いたしましたことにつきまして、お詫び申し上げます。大変、申し訳ございませんでした。以上、全国瞬時警報システム(Jアラート)全国一斉

情報伝達訓練における不具合についての報告とさせていただきます。

2点目でございます。消防団無償貸付車両についてでございます。本年度に、経年劣化による更新を予定しております消防団第1分団の小型動力ポンプ付積載車に関し、消防庁から消防団無償貸付車両の決定があったことを受けまして、本制度を活用し、町での車両購入を行わずに更新を行うことといたしておりますが、来月3月上旬に、本町へ納車がされる予定となっております。納車後、公安委員会へ緊急通行車両等事前届出手続きなどを行いまして、3月下旬に第1分団へと配備を行う予定としております。以上、消防団無償貸付車両についてのご報告とさせていただきます。

3点目でございます。令和2年度大和川水系総合水防演習・奈良県防災総合訓練の実施についてでございます。水害の未然防止及び軽減に資することを目的として、大和川水系総合水防演習・奈良県防災総合訓練を国土交通省近畿地方整備局、奈良県及び大和川流域内の県内23市町村の主権により実施をいたします。日時は、令和2年5月17日、日曜日の9時から13時までの予定で、場所は、大和川・富雄川の合流地点、斑鳩町、安堵町、河合町の大和川河川敷の一带となります。訓練内容につきましては、現在、実行委員会における検討段階であります。情報伝達訓練や消防団による水防工法訓練等の水防訓練、関係機関による救出・救護訓練のほか、パネル展示等の展示・体験コーナーの設置を予定しております。訓練に要する経費についてですが、近畿地方整備局が演習会場の整地除草等にかかる経費を負担し、それ以外の経費につきましては奈良県がその半分を、残る半分を23市町村で均等配分し、1市町村当たりの負担金17万4千円を新年度予算に計上させていただいております。また、この負担金17万4千円の2分の1が、国の社会資本整備総合交付金の対象となるため、こちらも新年度予算に計上させていただいているところです。なお、前回の大和川水系総合水防演習は平成20年に、奈良県防災総合訓練は平成26年に、被災地訓練を同じ場所で実施したところです。また、訓練会場となります目安地区の大和川第一緑地を含む大和川河川敷につきましては、訓練実施に伴う整備工事及び作業によりまして、3月2日から5月31日までの間、使用いただけなくなることから、広報いかるが3月号に関係記事を掲載して、周知を図ることとしております。以上、令和2年度大和川水系総合水防演習・奈良県防災総合訓練の実施につきましての報告とさせていただきます。総務課からは以上でございます。

委員長

本庄まちづくり政策課長。

まちづくり
政策課長

まちづくり政策課から1点、いかるがホール・大ホールの舞台吊り物ワイヤーロープの更新工事につきまして、ご報告をさせていただきます。

本工事につきましては、大ホールの昇降装置で使用しておりますワイヤーロープの経年劣化により、吊り物の舞台への落下等、催事への支障や重大事故の発生が懸念されますことから、ワイヤーロープの更新を行うものでございます。本工事につきましては、令和2年度予算案に計上させていただいておりますが、工事予定期間、あるいは大ホールの現在の利用状況を見る中で、5月中旬から6月初旬にかけてまして工事を実施してまいりたいと考えております。つきましては部品調達の関係から、3月議会議決後の3月の27日に入札を執行させていただきまして、4月1日に契約を締結、更新工事を進めさせていただきたいと考えておりますので、ご理解賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

以上、いかるがホール・大ホールの舞台吊り物ワイヤーロープの更新工事についての説明とさせていただきます。

委員長

福居財政課長。

財政課長

財政課から、業務システム障害の対応についてご報告申し上げます。昨年12月の本委員会にてご報告いたしました、本町が利用している業務システムの一部において発生していた障害につきましての対応結果についてでございます。現在、すでに障害は解消しております、正常に稼働していなかった期間は、後期高齢者医療システムが、12月4日から13日までの10日間、固定資産税登記課税連携システムが、12月4日から19日までの16日間でありました。障害の原因としましては、当該システムを提供する日本電子計算株式会社のデータセンター内の機器が故障したことによるものでありましたが、本町の記録データの欠落はなく、行政サービスの提供において大きな支障も出ていないところです。今後、このような事象が発生しないよう、提供業者とともに、未然防止対策をすすめてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。以上、業務システムの障害につきましてのご報告とさせていただきます。

委員長 他に報告いただくことはございませんか。

(な し)

委員長 そうしましたら、ただいまそれぞれ報告がありましたことについて、質疑、ご意見があれば、お受けしたいと思います。

小城委員。

小城委員 まちづくり政策課のいかるがホールのワイヤーロープの更新の5月、6月という予定なんですけど、この期間は大ホールは使用できないということですか。

委員長 本庄まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長 今現在の空き状況を見ておまして、通しで工事期間おおむね20日間程度を見込んでいるところでございます。通しですのではなく、今現在予約入っているところはそのままお使いをいただきまして、今、予約の入っていないところで更新工事をしていきたいと、このように考えているところでございます。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 ないようですので、これをもって、各課報告事項については終わります。

続きまして、3. その他について、各委員から質疑、ご意見があれば、お受けいたします。 小城委員。

小城委員 法隆寺マラソンの件についてちょっとお伺いしたいんですけども、マラソンで前年に走られた方に案内を送られていると思うんですけども、それが、お聞きすると約1,500通で、金額ってだいたいいくらぐらいになりますか、送料とい

委員長 栗本生涯学習課長。

生涯学習課長 送料につきましては、チップを委託している会社に合わせて委託をしておりますので、送料というのは直接出ておりません。

小城委員 だいたい普通郵送すると86円ぐらいかかると思うんで、だいたい13万円位かなと思うんですけど、その中に和空さんのチラシが1通入っております、1個の民間企業のチラシが入っております、そこからいくらの協賛金をいただいているのかお教え願いますでしょうか。

生涯学習課長 今年のマラソン大会を実施するにあたりまして、和空さんのほうから広告の掲載と宿泊のパフレットの送付についての営業活動がございました。広告につきましては1面で8万円であります。パフレットを参加申込書に同封をするということは今までございませんでしたので、協議をさせていただいて、双方で15万円と同封と記事の掲載、そしてハーフマラソンの男女1位の方、総合1位の方にペアの宿泊券を副賞としてつけるということで、今回につきましては合意をしたというところがございます。

小城委員 そうですね、初めてのことだったと思うので、今後たぶんそういった企業さんであったりとか、同封してほしいというところ、15万円のできるのであればというところになってくると思うんで、この辺の金額であったりとか、そういったところの精度っていうのはもうちょっと上げていただいて、今後運用していただければより良いマラソン大会になるのかなと思いますので、よろしく願いいたします。

生涯学習課長 令和2年度以降の大会につきまして、その辺きっちり線引きをいたしまして、やっていくつもりでございます。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長

ないようですので、これをもって、その他については終わります。
以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了いたしました。
なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。
それでは、閉会にあたり、町長の挨拶をお受けいたします。
中西町長。

町 長

(町長挨拶)

委員長

それでは、これをもって、総務常任委員会を閉会いたします。
どうもお疲れさまでした。

(午前10時47分 閉会)